平成２５年（フ）第４８号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3475番地５
債務者　榎本えり子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
茨城県龍ケ崎市緑町37番地
債務者　武田　洋子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
茨城県牛久市神谷２丁目１番地11　マルシェ牛久203
債務者　三浦　由貴
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
茨城県取手市宮和田740番地１―815、前住所千葉県野田市山崎1352番地の11
債務者　安蒜　幸次
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
島根県江津市嘉久志町イ290番地３
債務者　安齋　真司
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１７号
島根県江津市渡津町20番地７
債務者　今田　　孝
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１８号
島根県邑智郡邑南町下亀谷1089番地
債務者　川本さつき
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２０号
島根県浜田市竹迫町2355番地５
債務者　道本　武子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２３３号
北九州市小倉北区足立１丁目１番28―105号
債務者　福田　政子
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８００号
愛知県半田市白山町４丁目58番地　エクセレント白山306号
債務者　西村　里那
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番６―508号
債務者　谷川扶美枝
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０３号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目664番地の１
債務者　中北　　進
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３５号
神戸市兵庫区湊町２丁目３番25―707号
債務者　野口ゆかり
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３号
佐賀県唐津市和多田本村２番１―204号　ラコルテ市営住宅
債務者　伊東　傑史
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４４号
佐賀県唐津市和多田本村２番１―204号　ラコルテ市営住宅
債務者　伊東　亜依（旧姓通山）
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５１号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　臨港市営住宅409号
債務者　江崎　智和
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５３号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋1134番地１
債務者　坂井　和代
１　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部